

【海外情報】カナダ BC 州における木材利用促進政策について

(要旨)

- ・カナダ BC 州では、2001 年以降、森林・林業が衰退の危機に直面。2009 年に、産業再生を目的とする円卓会議が木材利用の促進を提言。
- ・同提言を受けて、2009 年 10 月に「Wood First Act」を施行。州政府が設計又は建設に資金支援を行う建築物では、木材を主要な建築資材として使用することを義務付け。
- ・2011 年から、主に BC 州政府の拠出による「Wood First Program」を実施。木材利用促進に向けた各種取組を支援。予算規模は年間 3 億円程度。
- ・これまでの実績は、大規模木造建築物 370 件以上、森林・林業分野の雇用創出 14 万人、2018 年林産物輸出額の 2009 年比での倍増（約 13 兆円）等。

1. BC 州における木材利用促進政策

(1) 背景

- ・BC 州の森林・林業は、2001 年以降、市場の縮小、米国との貿易紛争、虫害被害の発生等により、衰退の危機に直面。州内での製材供給の余剰により、前例のない財政危機も発生。
- ・BC 州政府は、2008 年 3 月に、森林・林業を競争力と活力のある産業に再生することを目的として、円卓会議「The Working Roundtable on Forestry」を設立。同会議は、林業大臣、関係省庁、首長、公社、建築家、教育機関、専門家、鉄鋼労働組合、木材業者等の計 19 名で構成。
- ・同会議は、2009 年 3 月に、6 つの優先事項と 29 の行動計画を提言。優先事項には、消費者への事例紹介を通じて木材利用を促進すること、特に、BC 州の納税者が支援する全ての建物で、木材利用と木材の利用実証を行うこと（公共建築物は義務、民間は努力義務）等を記載。行動計画には、建築基準の改訂やオリンピック開催地での木材利用等を列挙。

(2) 施策の展開

- ・2009 年 4 月に、建築基準の改訂により、6 階建ての木造建築物の建設を可能とした。
- ・2009 年 10 月に、「Wood First Act」を施行。州政府が資金支援を行う建築物

- において、木材を主要な建築資材として使用することを義務付け（※後述）。
- ・ 2011年から、「Wood First Program」を開始。 木材利用促進に向けた各種取組を支援。同プログラムは、王立企業「林産物市場開拓株式会社（Forestry Innovation Investment (FII)）」が運営を担当（※後述）。

2. 「Wood First Act」について

(1) 目的

- ・ 同法の目的は、「州政府が設計又は建設に資金支援を行う建築物において、木材を主要な建築資材として使用することを求めることを通じて、「木の文化」(culture of wood) を普及すること（第2条）。

(2) 具体的取組

- ・ 上記の目的のために、州政府は、以下の取組を実施（第3条、第4条）。
 - ・ 建築物における木材利用に関するベストプラクティスの勧告（recommend）
 - ・ 設計又は建築のための協定等の形式及び内容に関する助言の提供
 - ・ 州政府が資金支援を行った建築物における木材利用に関する報告の徴収等（※条文仮訳を別添）

3. 「Wood First Program」について

(1) 目的

- ・ 地域経済振興と雇用創出の一環として、
 - ① 建築物の設計と建設において、木材利用を多様化させ、木材を好適な建築材料として位置付けること
 - ② 製材業における革新を支援し、州内の木材利用を促進すること

(2) 目標

- ・ 同プログラムの「3ヶ年戦略」（2020～2023年）の目標は、以下の通り（※目標毎の具体的活動は（5）を参照）。
 - ① 「木の文化」の拡大
 - ② BC州における木材利用の推進
 - ③ BC州の競争力強化
 - ④ 木材製品や建築システムの応用推進
 - ⑤ BC州のプレゼンス向上

(3) 運営主体

- ・「Wood First Program」は、BC州の政府組織（王立企業）である「林産物市場開拓協会（Forestry Innovation Investment (FII)）」が主導（FIIは、「Wood First Program」以外の市場開拓事業なども実施）。
- ・対象市場は、BC州のみならず、米国、中国、日本、韓国、インド、ベトナムを含む。中国(上海、北京)、インド、ベトナムには、海外事務所を設置。

(4) 予算

- ・2021年度における「Wood First Program」の予算額は280万ドル（約3億円）。収入の大部分は、BC州の雇用・経済発展・競争力省（Ministry of Jobs, Economic Development and Competitiveness）から拠出。
- ・予算額のうち、約2.6億円を補助金として交付。残りの約0.4億円はFII協会が執行。
- ・補助金の支給対象は、①機会創出と障壁特定、②研究開発、③教育・技術向上、④市場開拓・プロモーション、⑤製造能力と経営の強化の5分野。
- ・分野毎の予算配分は、産業全体に裨益する①～③で60%（補助率80～100%）、個別企業に益する④⑤で40%（補助率50～100%）。
- ・2021年度予算の具体的な配分は、以下の通り。

分野	金額（シェア）	補助率
①機会創出と障壁特定	\$360,000（15%）	100%
②研究開発	\$480,000（20%）	100%
③教育・技術向上	\$600,000（25%）	80%
④市場開拓・プロモーション	\$240,000（10%）	50%
⑤製造能力と経営の強化	\$720,000（30%）	50%～100%
計	\$2,400,000（100%）	

(5) 目標毎の活動例

(ア) 「木の文化」の拡大

- ・建築家、エンジニア、工務店、ディベロッパー、教育者に対する木材利用のメリット（持続可能性、環境保全等）の普及
- ・BC州における先進事例の横展開（例：中国への木造建築技術の提供）
- ・木造建築物と非木造建築物を比較する事例研究の実施

(イ) BC州における木材利用推進

- ・木材製品の使い方や建築制度への対応方法の紹介
- ・中層木造建築物の建築基準に対する理解の向上

- ・ 非住宅商業施設の意思決定者に対する木造建築の採択に向けた働きかけ

(ウ) BC 州の競争力強化

- ・ 建築家、エンジニア、貿易業者等の連携強化
- ・ 他地域の事例研究（例：EU による豪州や北米への CLT 輸出戦略）
- ・ 新たな建築制度に対する解決策の考案（例：ハイブリッド建築の提案、大規模木造建築物に向けた製品開発、中層木造住宅における安全性・費用メリットの提案等）
- ・ 研究機関・製造業における 最新設備の整備
- ・ 専門家等による 木材利用推進講習への支援

(エ) 木材製品や建築システムの応用推進

- ・ 建築家、エンジニア、設計者に対する技術力向上への支援、情報提供（例：中国、日本、韓国、インド等におけるセミナー開催）

(オ) BC 州のプレゼンス向上

- ・ 潜在的な市場を対象とするマーケティング戦略の策定

4. 成果

- ・ 「Wood First Act」の施行以後、主に 複数階住宅、レクリエーション施設や公共建築物における木材利用が進展（例：地元木材を使用したオリンピック競技施設「Richmond Olympic Oval」、高層木造建築物「ブロックコモンズ」（学生寮）等）。
- ・ 2007 年以降、BC 州で建設された大規模木造建築物は 370 件以上。うち、130 件は公共施設・レクリエーション施設、90 件以上は学校や教育施設。
- ・ 森林・林業分野の雇用を 14 万人創出。
- ・ Wood First Program による 約 8 億円の投資で、市場を 29 億円程度拡大。
- ・ 2018 年林産物輸出額合計は、2009 年に比べ約 2 倍（約 13 兆円）に拡大。

（以上）

【出典】

BC 州政府 *Forestry Roundtable*

https://testwww.for.gov.bc.ca/mof/forestry_roundtable/ (2021 年8月 30 日最終閲覧)

BC 州政府 *Wood First Initiative*

<https://www2.gov.bc.ca/gov/content/industry/forestry/supporting-innovation/wood-first-initiative> (2021 年8月 13 日最終閲覧)

FII *Wood First Program*

<https://www.bcfii.ca/our-funding-programs/wood-first/> (2021 年8月 13 日最終閲覧)

FII *2019/20 Annual Service Plan Report*

<https://www.bcfii.ca/wp-content/uploads/2021/02/fii-2019-2020-annual-service-plan-report.pdf>

FII *Wood First Program 2020-2023 Strategic Plan*

<https://www.bcfii.ca/wp-content/uploads/2021/03/FII-Wood-First-3-Year-Strategy-2020-2023.pdf>

FII *Wood First Program 2021/22 Investment Plan*

https://www.bcfii.ca/wp-content/uploads/2021/07/FII_YIR-2021_FINAL_FORWEB_SINGLEPAGES_MIDRES.pdf

【別添】 Wood First Act 条文仮訳

木材第一法 (Wood First Act)

(定義)

第1条 この法律において、

「地方政府」は、

- (a) バンクーバー市
- (b) 「Community Chapter」で定義されている自治体 (municipality)
- (c) 地域地区 (regional district)

を意味する。

「州政府」は、「予算透明性・説明責任法」の第1条(1)(a)における「政府報告機関」(government reporting entity)の一部を意味する。

「州政府の支援による建築物」は、地方政府への無条件助成金を除き、州政府が設計や建設に資金拠出した

- (a) 建物、又は
- (b) 建物の規模を拡大する建物への追加

を意味する。

(目的)

第2条 本法の目的は、「木の文化」(culture of wood)の普及のために、全ての州政府の支援による建築物において、「Building Act」法の建築基準に即して、木材を主要な建築資材として使用することを求めることである。

(優良事例)

第3条 州政府の支援による建築物における木材利用を促進するため、大臣は、以下のことを行うことができる。

- (a) 「Building Act」法における建築基準に即した州政府の支援による建築物における木材利用の優良事例の推奨 (recommend)
- (b) 州政府の支援による建築物の設計又は建設に関する協定及びその他取り決めの形式 (form) と内容への助言の提供
- (c) 所定の責任の実施

(規則制定のための権限)

第4条

- (1) 議会の副総督は「解釈法」第 41 条の定める規則を制定することができる。
- (2) 上記 (1) に限らず、議会の副総督は、以下の規則を制定することができる。
 - (a) 州政府の支援による建築物における木材利用に関する報告を要求すること
 - (b) 時期、形式、内容を含む (a) に基づく報告の作成に関する事項、報告に関連して保管しなければならない記録と当該記録に対するアクセスの提供に関する事項
 - (c) 第 3 条 (c) の目的のための責任の設定
 - (d) 本法律で使用されているが、定義がない言葉や表現の定義付け

(施行)

第 5 条 本法は、国王の承認日に発効する。

(以上)